別表３　第１号様式（第６条関係）

神奈川県蓄電システム導入費補助金交付申請書

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

申請者 郵便番号　〒

住所

法人等の場合は所在地

フリガナ

氏名 　　　　　　 印

法人等の場合は名称及

び代表者の職・氏名

（個人にあっては下記の生年月日・性別を記載）

生年月日　　T・S・H　　　年　　月　　日生

性別　　男　・　女

神奈川県蓄電システム導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式又は第１号様式別紙１に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

また、補助事業で設置する設備の使用等に関するアンケート調査が実施される場合は、協力します。

１ 補助事業の目的及び内容

　　　新たに太陽光発電システムを導入する住宅等において、新たに蓄電システム等を導入し、太陽光で発電した電力を蓄電システム等の活用によって効果的に利用する。

２ 補助金交付申請額

 円（千円未満切捨て）

（添付資料）

(1) 神奈川県蓄電システム導入費補助金事業計画書（第１号様式別紙１）

(2) 補助事業に係る契約書（写し）又はこれに代わるもの

(3) 前号の契約書（写し）又はこれに代わるものに、蓄電システム等に係る経費の額が明記されていない場合は、蓄電システム等に係る経費の額を証する書類

(4) 仕様書等

(5) 補助事業者が個人の場合は全ての補助事業者の住民票（発行日から３か月以内のもの）、法人の場合は全ての補助事業者の定款（写し）及び商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から３か月以内のもの）又はこれに代わるもの、管理組合の場合は規約（写し）（同一の補助事業者が同一年度内に本要綱に基づく複数の申請を行う場合には、２件目以降の申請については、住民票、商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写しでも可とする。）

(6) 補助事業者が管理組合の場合は、太陽光発電システム及び蓄電システム等の設置が管理組合の決定によることを明らかにする書類

(7) 補助事業者が法人又は管理組合の場合は、全ての補助事業者の役員等氏名一覧表（第１号様式別紙２）

(8) 既存の住宅等において補助事業を実施する場合は、蓄電システム等を設置する住宅

等の登記事項証明書又はこれに代わるもの

(9) 補助事業者が賃借等している住宅等において補助事業を実施する場合は、当該住宅等の所有者の同意書（第１号様式別紙３）

(10)リース又は割賦にあっては、共同申請同意書（第１号様式別紙４）、設備のリース又は割賦に係る契約書（写し）又はこれに代わるもの、リース料又は割賦料計算書及びリース料又は割賦料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額分が減額されていることを証明できる書類及びリース又は割賦で設置する設備の使用者が個人の場合は全ての使用者の住民票（発行日から３か月以内のもの）、法人の場合は全ての使用者の定款（写し）及び商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から３か月以内のもの）又はこれに代わるもの、管理組合の場合は規約（写し）

(11) 補助事業者が複数の者の場合（リース又は割賦の場合を除く。）は、補助事業者を代表して申請手続きを行うとともに補助金の交付を受ける者への申請手続きに係る委任状（第１号様式別紙５）

(12) その他知事が必要と認める書類

【申請者の連絡先】

|  |
| --- |
| TEL：　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： |
| 部署名・役職名※ |  | 担当者名※ |  |

※　申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

※　電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽは、補助事業実施後に行うｱﾝｹｰﾄの受信を電子ﾒｰﾙで可とする場合に記載してください。

【導入する設備の販売・設置・施工予定事業者の連絡先】

※　交付申請に関する技術的事項について、導入する設備の販売・設置・施工予定事業者に確認することがあります。

（太陽光発電システム）

|  |
| --- |
| 事業者名： |
| TEL：　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： |
| 部署名・役職名 |  | 担当者名 |  |

（蓄電システム等）

|  |
| --- |
| 事業者名： |
| TEL：　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： |
| 部署名・役職名 |  | 担当者名 |  |

【誓約事項】

□　次の事項について相違ないことを誓約します。

(1) 過去２年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

(2) 過去６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(3) 次の申立てがなされていないこと。

ア　破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

(4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

(5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。

(6) 県税その他の租税を滞納していないこと。

(7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。